

商工会だより



2021

2

vol.159

令和3年2/28発行



京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

●TEL:0772-62-0342 ●FAX:0772-62-3553 ●URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

京都府緊急事態措置協力金【延長分】

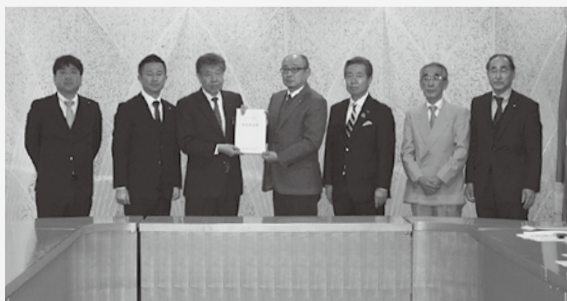
京都府では、京都府内にある飲食店等に対し、令和3年1月14日(休)から令和3年2月7日(日)まで営業時間の短縮(午前5時から午後8時までの間の営業。酒類の提供は午前11時から午後7時まで。)を要請(以下「時短要請」)しているところですが、緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日(日)まで延長されたことに伴い、時短要請を行う期間が令和3年3月7日(日)まで延長されました。つきましては、対象施設を運営されている方で、時短要請に協力いただいた企業・団体及び個人事業主の皆様に対して「京都府緊急事態措置協力金」が支給されますので、お知らせいたします。(下記の情報は2/18時点の情報です)

期 間	2月8日(月)～3月7日(日)【最大28日間】の予定
対象業種	飲食店、遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)対象施設の詳細は京都府HP等でご確認ください。
対象者	企業・団体、個人事業主(※規模の限定なし)
受付期間	3月8日(月)～開始予定
支給額	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数×6万円 (注)定休日等の店休日は、協力金の対象となる日数には含まれません。 (注)時短営業の協力開始日から3月7日(日曜日)午後12時まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じていただくことが必要です。
申請方法	申請の受付は、要請期間終了後(3月8日(月曜日)以降)に開始する予定です。 支給要項、申請書類等の詳細は、公表までしばらくお待ちください。 「最新の情報」・「よくあるお問い合わせ」は下記の京都府ホームページにてご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin4.html
提出書類	1 京都府緊急事態措置協力金申請書 2 誓約書 3 支払口座振替依頼書 【申請に関する添付書類】 4 口座番号と口座名義(カカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など) 5 本人確認書類の写し 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 個人：運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 6 直近の確定申告書の写し 法人：直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一(一)」 個人：令和元年(2019年)分の「確定申告書B第一表」 【施設に関する添付書類】 7 業種に係る営業に必要な許認可等取得していることが分かる書類の写し(食品衛生法における飲食店営業許可証、喫茶店営業許可の許可証) 8 施設(店舗)の外観(屋号が分かるもの)の写真 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設(店舗)はステッカーが写り込むように撮影してください。 9 施設(店舗)の内観(店内の様子分かるもの)の写真 10 直近の月締め帳簿(令和2年11月、12月、令和3年1月、2月のいずれかの月分)(1ヶ月間の売上状況が確認できる資料(試算表、売上台帳、出納帳等)) 11 通常午後8時以降も営業していたことが分かる資料の写し(看板、ホームページ、チラシ等) 12 時短要請に応じたことが分かる資料の写し(貼り紙、ホームページ等) 13 理由書(前年と定休日異なる場合のみ提出してください) 注：WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。
問合せ先	協力金コールセンター(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局) 電話番号 075-365-7780(月～土 9:30～17:30日・祝日は休み)

※1/14～2/7における協力金の申請期限は3/1月です。
申請をお考えの方はお急ぎください。

京都府へ 新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言延長」に係る要望書を提出

緊急事態宣言が、当初の令和3年2月7日までの期限とされていたものが延長されました。丹後地方商工団体連絡協議会(京丹後市商工会、宮津商工会議所、与謝野町商工会、伊根町商工会で構成)では、2月9日に京都府知事へ、①国の「中小企業に対する一時支援金に係る京都府独自の追加支援」②国に対する要望(雇用調整助成金の大幅延長、持続化給付金の再支給等)について、要望を行いました。



事業再構築補助金【3月に公募開始予定】

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を旨とする、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します!

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業	通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率2/3
	卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率2/3 *卒業枠:400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。 ※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。
中堅企業	通常枠 補助額 100万円～8,000万円 補助率1/2(4,000万円超は1/3)
	グローバルV字回復枠** 補助額8,000万円超～1億円 補助率1/2 **グローバルV字回復枠:100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。 ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。 ③グローバル展開を果たす事業であること。

【緊急事態宣言特別枠】(補助率を引き上げた特別枠を設けられています)

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下:100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人:100万円～1,000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上:100万円～1,500万円		

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等

補助対象外の経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品(パソコン、スマートフォン、家具等)の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

京丹後市へ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急要望書を提出

京丹後市商工会では、2月5日～9日に市内100事業者に対し、緊急事態宣言発令と期限延長の影響について「緊急アンケート」を実施しました。極めて多くの事業者が影響を受けており、国の一時支援金等の不足や不足を補う施策を殆どの方が望んでいました。調査結果を踏まえ、飲食業や宿泊業その他関連業者、また緊急事態宣言に伴う外出自粛による甚大な影響を受けている多くの業種の事業者に対する国の一時支援金の追加支援等について、2月12日に京丹後市長へ緊急に要望を行いました。

- ① 新型コロナウイルスの影響を受けている全ての事業者に対する支援の実施
 - ・ 国の一時支援金支給対象者への追加支援
 - ・ 売上減少率が80%以上の事業者への特別な支援
 - ・ 売上減少率が30%～50%未満の事業者への支援
 - ・ 国の対象から外れる業種への支援
 - ② 事業規模に応じた支給金額の実施
 - ③ 給付金等の早期にスムーズな手続き開始と給付の実施
- 以上3項目について、緊急に要望をいたしました。

